

14 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランドー	発泡酒	リキニール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計	酒母	もろみ
昭和 45	外 25	外 92	外 87	外 482	外 163	外 -	外 102	外 115	外 58	外 74	外 4	外 104	外 218	外 12	外 1,536	375	218
50	外 30	外 84	外 86	外 424	外 160	外 -	外 109	外 123	外 56	外 82	外 4	外 133	外 243	外 17	外 1,551	383	243
55	外 36	外 81	外 86	外 429	外 149	外 -	外 100	外 133	外 56	外 89	外 5	外 146	外 243	外 30	外 1,583	374	271
60	外 64	外 81	外 76	外 508	外 161	外 2	外 121	外 162	外 61	外 108	外 10	外 215	外 262	外 59	外 1,890	376	334
平成 元	外 56	外 77	外 82	外 517	外 75	外 5	外 142	外 168	外 65	外 110	外 12	外 260	外 266	外 66	外 1,901	377	353
5	外 61	外 76	外 73	外 514	外 69	外 8	外 149	外 167	外 64	外 108	外 13	外 280	外 272	外 72	外 1,926	377	382
6	外 64	外 78	外 75	外 511	外 70	外 14	外 152	外 171	外 64	外 109	外 32	外 283	外 272	外 72	外 1,967	384	359
7	外 64	外 77	外 76	外 512	外 71	外 17	外 156	外 175	外 64	外 109	外 38	外 298	外 270	外 76	外 2,003	389	354
8	外 63	外 79	外 82	外 506	外 69	外 25	外 156	外 176	外 64	外 108	外 54	外 301	外 270	外 80	外 2,033	388	354
9	外 68	外 79	外 80	外 504	外 70	外 35	外 156	外 177	外 66	外 110	外 67	外 310	外 275	外 80	外 2,077	388	356
10	外 78	外 80	外 79	外 494	外 71	外 40	外 156	外 174	外 67	外 109	外 103	外 325	外 275	外 87	外 2,138	394	356
11	外 82	外 79	外 82	外 485	外 60	外 45	外 153	外 170	外 65	外 106	外 123	外 335	外 266	外 88	外 2,139	390	354
12	外 86	外 78	外 87	外 478	外 63	外 51	外 163	外 169	外 68	外 108	外 128	外 371	外 268	外 92	外 2,210	390	354
13	外 92	外 79	外 87	外 476	外 65	外 51	外 173	外 172	外 68	外 106	外 133	外 386	外 270	外 103	外 2,261	349	352
14	外 98	外 76	外 82	外 476	外 71	外 55	外 183	外 173	外 67	外 110	外 136	外 411	外 278	外 124	外 2,340	352	348
15	外 102	外 75	外 80	外 487	外 70	外 95	外 183	外 175	外 69	外 113	外 432	外 528	外 389	外 133	外 2,931	337	345
16	外 114	外 76	外 81	外 493	外 74	外 81	外 177	外 171	外 70	外 110	外 385	外 488	外 346	外 146	外 2,822	336	357
17	外 118	外 73	外 79	外 490	外 74	外 77	外 176	外 171	外 68	外 110	外 369	外 554	外 336	外 162	外 2,857	331	374
18	外 129	外 66	外 85	外 497	外 73	外 77	外 184	外 412	外 65	外 109	外 2,209	外 3,001	外 3,001	外 4,797	外 14,058	280	388
19	外 138	外 65	外 81	外 503	外 74	外 80	外 190	外 384	外 65	外 112	外 2,138	外 2,230	外 2,779	外 4,451	外 13,290	284	399
20	外 137	外 64	外 79	外 508	外 72	外 83	外 184	外 365	外 66	外 117	外 2,067	外 2,160	外 2,672	外 4,263	外 12,837	254	405
21	外 145	外 71	外 82	外 506	外 78	外 90	外 182	外 354	外 68	外 120	外 1,969	外 2,080	外 2,559	外 4,069	外 12,373	251	400
22	外 150	外 73	外 79	外 507	外 78	外 89	外 179	外 344	外 67	外 120	外 1,877	外 2,017	外 2,443	外 3,864	外 11,887	252	407
23	外 154	外 71	外 77	外 499	外 81	外 90	外 179	外 332	外 66	外 120	外 1,715	外 1,905	外 2,260	外 3,533	外 11,082	275	400
24	外 151	外 73	外 79	外 500	外 82	外 93	外 178	外 325	外 65	外 122	外 1,596	外 1,833	外 2,142	外 3,309	外 10,548	255	404
25	外 154	外 71	外 75	外 497	外 79	外 92	外 176	外 267	外 64	外 119	外 1,512	外 1,779	外 2,055	外 3,150	外 10,141	244	415
26	外 151	外 70	外 76	外 492	外 79	外 87	外 179	外 312	外 65	外 120	外 1,466	外 1,758	外 1,998	外 3,032	外 9,885	243	415
27	外 146	外 68	外 76	外 494	外 79	外 84	外 190	外 312	外 67	外 120	外 1,430	外 1,794	外 1,948	外 2,959	外 9,707	243	419
28	外 148	外 70	外 78	外 494	外 80	外 86	外 192	外 313	外 70	外 118	外 1,403	外 1,713	外 1,904	外 2,899	外 9,571	239	419
29	外 161	外 71	外 77	外 483	外 77	外 84	外 204	外 310	外 75	外 123	外 1,376	外 1,700	外 1,869	外 2,825	外 9,435	243	417
30	外 160	外 71	外 79	外 488	外 76	外 84	外 214	外 313	外 81	外 123	外 1,483	外 1,691	外 1,812	外 2,759	外 9,687	245	415
令和 元	外 157	外 71	外 78	外 489	外 76	外 162	外 210	外 310	外 84	外 265	外 1,477	外 1,676	外 1,795	外 2,705	外 9,555	244	407
2	外 159	外 71	外 74	外 488	外 78	外 149	外 215	外 314	外 99	外 254	外 1,478	外 1,683	外 1,799	外 2,661	外 9,522	248	411
3	外 166	外 72	外 78	外 495	外 79	外 149	外 225	外 325	外 111	外 252	外 1,488	外 1,685	外 1,810	外 2,636	外 9,571	280	416
4	外 163	外 68	外 76	外 495	外 79	外 154	外 225	外 328	外 127	外 236	外 1,472	外 1,673	外 1,797	外 2,592	外 9,485	267	426
			29	355	31	383	512	10	54	5	353	241	95	285	3,891	257	424

(注) 1 本表は、主として国税庁所管(4月～3月)に基づいた。  
 2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。  
 3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、銀行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。  
 4 スピリッツ等には原用アルコールを含まず、その他の醸造酒には粉末酒及び糖酒を含む。  
 5 一の製造場数で複数の種類の製造免許場数を有しているものについて、主たる酒類を本欄とし、その他は外書きとして掲げた。  
 6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い附則第6条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを念入りに。  
 7 平成30年度以降の酒類の製造免許場数は、平成28年度の酒税法改正に伴い附則第3条第1項、第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを念入りに。

(14 酒類等製造免許数の推移)

付表 1 地ビール製造免許場(者)数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182	184	395	400	405	412	423
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174	176	368	372	376	380	387

(注)1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000klから600klに引き下げられた。

3 平成29年度税制改正によりビールの定義が拡大され、平成30年3月31日現在で発泡酒の製造免許を有していた者に対し、ビールの製造免許が付与された。

付表 2 果実酒製造免許場(者)数の推移(特定酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10	9
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10	9
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36	40	42	44	45	46	46

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法)によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 3 濁酒製造免許場(者)数の推移(特定酒類(その他の醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192	191	194	198	204	193	187
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191	190	193	197	204	193	187
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155	164	171	175	180	182	186

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法)によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表4 果実酒製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
製造場数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67	74
製造者数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45	49	56	67	74
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39	44	52	63	68	72	82	84	97

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2kℓに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表5 リキュール製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(リキュール))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
製造場数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36	37
製造者数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28	30	35	36	37
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45	51	58	68	72	73	81	82	88

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1kℓに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表6 単式蒸留焼酎製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(単式蒸留焼酎))

年 度	平成29	30	令和元	2	3	4
製造場数	0	1	1	1	4	4
製造者数	0	1	1	1	4	4
認定計画数	3	3	3	4	5	6

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により単式蒸留焼酎の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する単式蒸留焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表7 原料用アルコール製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(原料用アルコール))

年 度	平成29	30	令和元	2	3	4
製造場数	0	1	1	1	1	1
製造者数	0	1	1	1	1	1
認定計画数	1	1	1	1	1	1

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。))により原料用アルコールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。))である。

付表8 清酒製造体験特区件数の推移

年 度	令和元	2	3	4
承認件数	0	1	2	4
認定計画数	2	4	5	5

(注)1 承認件数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)によりみなし適用される場合を含む。))による承認件数を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第27条に規定より承認を受けた製造者は、構造改革特別区域内に所在する一の場合において、清酒の既存製造場とみなすこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。))である。

参考: 構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者(特定農業者)が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」に限る。)を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(いづれも6kℓ)を適用しないこととしている。

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びびりキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(単式蒸留焼酎は10kℓ、果実酒、原料用アルコール及びびりキュールは6kℓ)を果実酒については2kℓ、リキュールについては1kℓに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。

15 酒類販売業免許場数の推移

年月日	区分		業 業			業 業			業 業			合 計	備 考
	全 酒 類	そ の 他	小 酒 類		そ の 他	小 酒 類		そ の 他	小 酒 類				
			全	外		全	外		全	外			
昭和 46. 3. 31	1,965	2,387	外 1,316	4,352	外 1,198	122,291	外 147	20,756	外 1,345	143,047	147,399	13.3 酒類販売業免許制度改正	
51. 3. 31	13,738	2,731	-	16,469	-	129,976	-	20,856	外 14,321	150,832	167,301		
61. 3. 31	11,980	2,676	-	14,656	-	138,056	-	21,832	外 12,617	159,888	174,544		63.12 「規制緩和推進要綱」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の前業化・明確化等)の閣議決定 注 6 人口基準、施設制の導入
平成 2. 3. 31	11,540	3,487	-	15,027	-	139,396	-	22,127	外 15,786	161,523	176,550		
5. 3. 31	10,896	7,325	-	18,221	-	137,138	-	22,162	外 15,542	159,300	177,521		
6. 3. 31	10,682	7,332	-	18,014	-	137,777	-	22,335	外 15,286	160,112	178,126		
7. 3. 31	10,487	7,331	-	17,818	-	138,568	-	22,770	外 14,913	161,338	179,156		
8. 3. 31	10,200	7,274	-	17,474	-	139,403	-	23,003	外 14,652	162,406	179,880		
9. 3. 31	9,980	7,137	-	17,117	-	140,180	-	26,703	外 14,346	166,883	184,000	10.3 「規制緩和推進3か年計画」(酒類小売業免許に係る施設調整規制の廃止)の閣議決定	
10. 3. 31	9,757	7,090	-	16,847	-	140,836	-	31,012	外 14,061	171,848	188,695		
11. 3. 31	9,546	7,081	-	16,627	-	143,718	-	31,377	外 13,923	175,095	191,722		
12. 3. 31	9,436	7,053	-	16,489	-	145,841	-	31,641	外 13,630	177,482	193,971	13.1 酒類小売業免許の距離基準の廃止	
13. 3. 31	9,365	6,885	-	16,250	-	145,053	-	31,820	外 13,395	176,873	193,123		
14. 3. 31	9,210	6,773	-	15,983	-	151,343	-	30,679	外 13,451	182,022	198,005		
15. 3. 31	9,070	6,686	-	15,756	-	154,759	-	29,840	外 13,180	184,599	200,355	15.5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布 13.9 酒類小売業免許の人口基準の廃止	
16. 3. 31	8,630	6,469	-	15,099	-	165,915	-	27,311	外 12,597	193,226	208,325		
17. 3. 31	8,011	6,406	-	14,417	-	171,674	-	25,737	外 12,199	197,411	211,828	17.8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」公布 18.8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急措置地域の指定実施	
18. 3. 31	7,608	6,384	-	13,992	-	170,975	-	25,485	外 11,871	196,460	210,452		
19. 3. 31	7,303	6,330	-	13,633	-	178,124	-	23,148	外 11,683	201,272	214,905		
20. 3. 31	7,111	6,262	-	13,373	-	179,624	-	22,250	外 11,346	201,874	215,247		
21. 3. 31	6,855	6,090	-	12,945	-	178,016	-	21,350	外 10,966	199,366	212,311		
22. 3. 31	6,589	5,909	-	12,498	-	176,773	-	7,299	外 10,488	184,072	196,570		
23. 3. 31	6,212	5,850	-	12,062	-	175,132	-	6,557	外 10,251	181,689	193,751	23.4 「規制・制度改正に係る方針」(酒類小売業免許の要件緩和)の閣議決定	
24. 3. 31	5,699	5,786	-	11,685	-	174,344	-	6,237	外 10,112	180,781	192,466		
25. 3. 31	5,701	5,814	-	11,515	-	174,737	-	5,950	外 10,092	180,687	192,202	24.9 酒類小売業免許の要件緩和等の適用を開始	
26. 3. 31	5,571	5,919	-	11,490	-	175,356	-	5,750	外 10,125	181,106	192,596		
27. 3. 31	5,442	6,087	-	11,529	-	175,165	-	5,561	外 10,203	180,726	192,255		
28. 3. 31	5,361	6,291	-	11,652	-	174,261	-	5,383	外 10,306	179,644	191,296		
29. 3. 31	5,284	6,524	-	11,808	-	173,890	-	5,355	外 10,460	179,245	191,053		
30. 3. 31	5,198	6,828	-	12,026	-	172,260	-	5,204	外 10,616	177,464	189,490		
31. 3. 31	5,108	7,194	-	12,302	-	170,116	-	5,057	外 10,738	175,173	187,475		
令和 2. 3. 31	5,015	7,517	-	12,532	-	167,955	-	4,830	外 11,064	172,185	184,717		
3. 3. 31	4,940	8,054	-	12,994	-	166,858	-	4,968	外 11,548	171,826	184,820		
4. 3. 31	4,865	8,838	-	13,703	-	167,587	-	5,153	外 12,116	172,740	186,443		
5. 3. 31	4,827	9,660	-	14,437	-	167,150	-	5,126	外 12,116	172,276	186,763		

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年9月)に基づいた。  
 2 昭和46. 3. 31現在の外書きは、即小売業者の従たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31現在以降の外書きは、即売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。  
 3 「即売業」及び「小売業」の「その他」欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。